

令和 7 年 12 月 10 日

令和 7 年第 3 回神奈川県議会定例会

建設・企業常任委員会報告資料

県 土 整 備 局

目 次

ページ

I	神奈川県無電柱化推進計画の改定素案について	1
II	渚マリーナの閉鎖時期及び跡地の利活用について	4
III	相模灘沿岸海岸保全基本計画の改定素案について	7
IV	相模川及び中津川における洪水浸水想定区域図の誤りについて	10
V	流域下水道の下水管の破損事故について	13
VI	県営住宅等の指定管理者の選定基準（案）等について	17
VII	神奈川県県営住宅条例の一部改正について	23
VIII	県土整備局関係手数料の改定について	24
IX	神奈川県耐震改修促進計画の改定素案について	25

# I 神奈川県無電柱化推進計画の改定素案について

## 1 計画の概要

「神奈川県無電柱化推進計画（以下、「本計画」という。）」は、平成28年に施行された「無電柱化の推進に関する法律」を受け、国が策定した無電柱化推進計画を基本として、本県の無電柱化の推進に関する基本的な方針、計画の期間、目標、施策等を定めるものである。

## 2 改定の趣旨

本計画は、令和7年度に計画期間の終了を迎えるが、令和8年度以降も引き続き無電柱化を推進する必要があり、本計画を改定する。

## 3 改定に向けたこれまでの取組

令和7年5月～ 市町村との意見交換

令和7年10月～11月 改定素案の取りまとめ

## 4 改定素案の概要

### (1) 改定の背景

県は、令和元年7月に本計画を策定し、それまでの電線地中化の取組を引き継ぎ、県管理道路の無電柱化を推進してきた。

令和4年3月には本計画を改定し、事業に着手する箇所を大幅に増やしたが、無電柱化事業は多くの時間と費用がかかるため、整備が進んでいないのが実状である。

そこで、より効率的・効果的に無電柱化事業を推進することとし、本計画を改定する。（令和8年度から令和12年度の5年間）

### (2) 無電柱化の推進に関する基本的な方針

「防災」、「安全・円滑な交通確保」、「景観形成」の3つの観点に基づき、無電柱化を推進している。

今回の改定では、3つの観点を継承しつつ、無電柱化事業の効率性と効果を少しでも高めるため、県管理道路と市町村管理道路の一体的な無電柱化や、観光面から富士山の眺めが良くなる箇所の無電柱化といった要素も踏まえたうえで、特に重要な以下の区間について、優先的に事業に取り組む。

ア 防災

緊急輸送道路のうち、高速道路 I C から防災拠点（市町村庁舎などの災害対策本部、災害時に医療救護活動の中心となる災害拠点病院など）を結ぶ区間や、これら防災拠点の周辺

イ 安全・円滑な交通確保

市町村の移動円滑化基本構想で定められた重点整備地区、乗降客数の多い駅周辺

ウ 景観形成

市町村の景観計画等で定められた地区、主要観光地周辺、駅前商店街の目抜き通り

(3) 無電柱化の推進に関する施策等

ア 無電柱化の事業手法の決め方

電線共同溝方式などの無電柱化の事業手法については、電線管理者等との調整を踏まえ決定する。

また、道路の新設に併せた電線共同溝の整備に取り組むほか、市街地再開発事業等では電線管理者に無電柱化の実施を要請する。

イ 道路占用制度の運用による促進

緊急輸送道路における電柱の新設を制限する。また、埋設管等の占用料の減免措置を講じることにより、無電柱化を促進する。

ウ 関係者間の連携強化

国、県、市町村、電線管理者等からなる県無電柱化地方協議会などを活用して、関係者間の連携を強化し、効率的・効果的な整備に努める。

エ 広報・啓発

無電柱化の重要性に関する県民の理解と関心を深めるため、広報・啓発を行う。

## 5 今後の予定

令和7年12月～令和8年1月	改定素案に対する県民意見募集
令和8年2月	県民意見を反映した改定案取りまとめ
〃	建設・企業常任委員会に改定案を報告
3月	本計画を改定・公表

## II 濁マリーナの閉鎖時期及び跡地の利活用について

不法係留船対策の一環として平成18年に設置した濁マリーナについて、閉鎖時期及び跡地の利活用について報告する。

### 1 濁マリーナの概要

#### (1) 所在地

逗子市新宿1丁目2251番4ほか  
(二級河川 田越川右岸)

#### (2) 設置目的

河川に係留されているプレジャーボートの暫定的な受け皿となる船舶保管施設を設置し、不法係留船対策を推進する。

#### (3) 運営形態

公募により決定した事業者と県が20年間を期間とする協定を締結の上、県有地の貸付を受けた事業者が運営を行っている。

#### (4) 船舶保管状況

係留されていた河川から濁マリーナに移動・保管されている船舶は、運営開始初期は125隻であったが、令和7年には33隻に減少。

なお、県管理河川において不法係留されていたプレジャーボートは、全県的に平成29年度までに一掃しており、今後の保管隻数の増加は想定されない。

### 2 閉鎖時期及び跡地の利活用

運営事業者との協定期間が令和9年3月末までであるため、船舶保管状況等を踏まえ閉鎖について検討を行ったところ、不法係留船対策として一定の役割を果たしたことから、濁マリーナは閉鎖する方向で考えていた。

こうした中、令和7年2月に逗子市から跡地をマリーナ機能を有する市の公共施設として利活用する意向が示され、同年11月には、譲渡要望書が市から県に提出されたことから、市の譲渡希望時期を踏まえ、濁マリーナを1年延長して閉鎖を令和10年3月末とした上で、跡地を市に譲渡する。

(1) 閉鎖時期

令和10年3月末を予定

(2) 逗子市の跡地利活用案

小坪漁港機能増進基本計画に基づく海洋観光・海洋レジャー等の拠点として、マリーナ機能を有する公共施設を設置する。

### 3 今後の予定

令和8年3月 土地売買仮契約締結 ※市の取得議案議決後、本契約

令和10年3月末 渚マリーナの廃止

4月 市による施設運営開始

## 参考資料

### 位置図



### 全景写真



### III 相模灘沿岸海岸保全基本計画の改定素案について

#### 1 計画の概要

海岸の防護・環境・利用の調和のとれた総合的な海岸保全を目的とした海岸法において、国は「海岸保全基本方針」を定め、県は、この方針に基づいた「海岸保全基本計画」を定めるよう規定されている。

「相模灘沿岸海岸保全基本計画（以下「本計画」という。）」は、三浦市剣崎から静岡県境までの相模灘沿岸における海岸保全施設の整備に関する基本的な事項などを定めた計画として、平成16年に策定され、過去2回の改定を行っている。

#### 2 改定の趣旨

海岸保全基本方針が令和2年11月に変更され、将来の気候変動の影響による海面水位の上昇や、台風の強大化等にも対応できるよう防護に必要な高さ（計画上の護岸等の高さ）を定めることとされたため、本計画を改定することとした。

#### 3 主な改定内容

本計画では、2100年時点での気温が2°C上昇した場合、海面水位は38cm上昇、台風の中心気圧は現計画で想定している伊勢湾台風級よりも10hPa低くなることを前提に、計画上の護岸等の高さを算定し、海岸保全施設の基本的な整備方針を取りまとめた。

#### 4 改定に向けたこれまでの取組

令和4年5月	学識者、国、県、市町で構成した「相模灘沿岸気候変動を踏まえた設計外力技術検討会」を設置
令和4年5月～令和7年3月	計7回の「相模灘沿岸気候変動を踏まえた設計外力技術検討会」を開催
令和7年11月	学識者や海岸利用者等で構成する「相模灘沿岸海岸保全基本計画策定懇談会」において、改定素案を取りまとめ

#### 5 今後の予定

令和7年12月～令和8年1月	改定素案に対する県民意見募集
令和8年2月	県民意見を反映した改定案取りまとめ
〃	建設・企業常任委員会に改定案を報告
3月	本計画を改定・公表

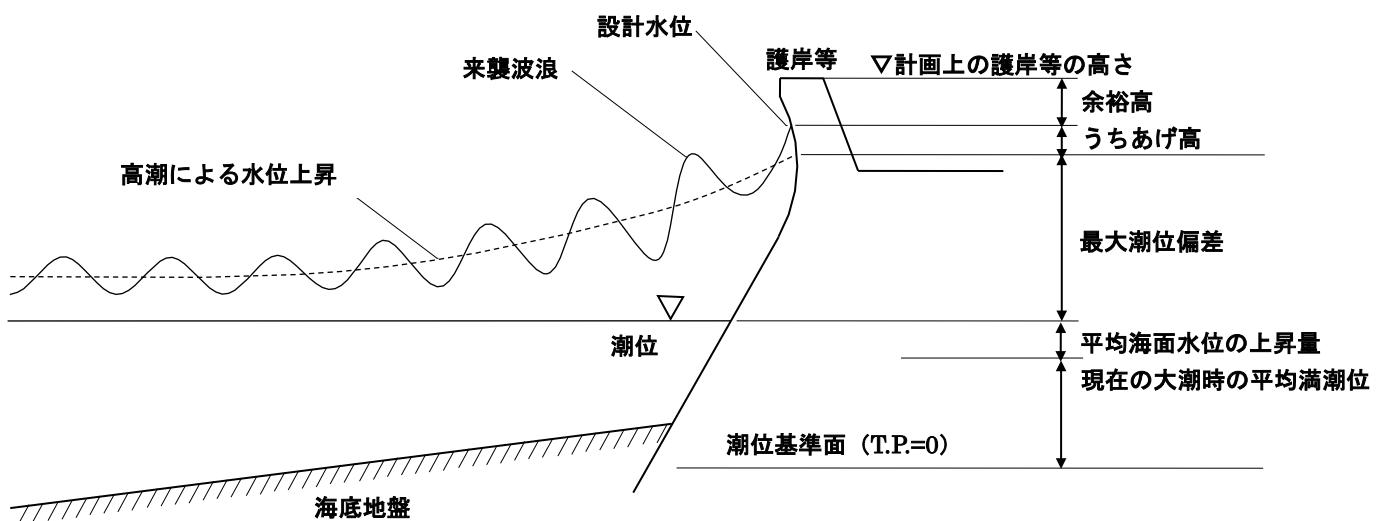
## 参考資料

### <計画上の護岸等の高さの考え方>

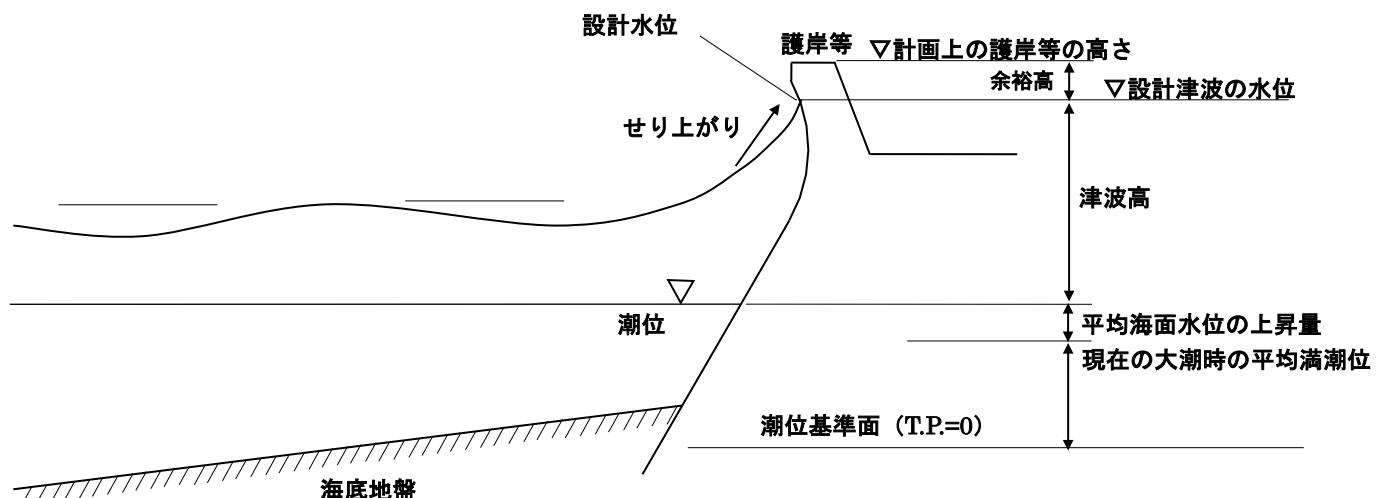
「高潮・波浪に対して必要となる高さ」と「津波に対して必要となる高さ」を比較して、高い方の値を「設計水位」として設定する。

この「設計水位」を基に、各海岸の「計画上の護岸等の高さ」を設定する。

#### ○ 高潮・波浪に対して必要となる高さ



#### ○ 津波に対して必要となる高さ



＜気候変動を考慮した計画上の護岸等の高さ＞

ブロック区分	海岸名	地域海岸名	番号	地区海岸名	①現行計画	②改定計画	現行計画との差 ②-①=
					計画上の護岸等の高さ (T.P.m)	計画上の護岸等の高さ (T.P.m)	
横須賀	間口漁港	三浦半島南部 地 域	1	松 輪	4.7	5.0	0.3
	毘沙門漁港		2	毘沙門	4.7	6.5	1.8
	三崎漁港		3	宮 川	4.7	5.5	0.8
	三崎漁港		4	晴 海	4.7	5.0	0.3
	三崎漁港		5	城ヶ島	6.5	8.0	1.5
	三崎漁港		6	三 崎	6.5	8.0	1.5
	三崎漁港		7	白 石	6.0	7.5	1.5
	三崎漁港		8	海 外	6.0	7.5	1.5
	三崎漁港		9	諸 磯	6.0	7.5	1.5
	三崎漁港		10	小網代	6.0	7.5	1.5
	初声漁港		11	三 戸	6.0	7.5	1.5
	三浦(河)		12	初 声	6.0	7.5	1.5
	三浦(河)		13	長 浜	6.0	7.5	1.5
	長井漁港		14	荒 井	6.0	7.5	1.5
	長井漁港		15	漆 山	6.0	7.5	1.5
	長井漁港		16	新 宿	6.0	7.5	1.5
	長井漁港		17	本 港	6.0	7.5	1.5
	横須賀(河)		18	長 井	6.0	7.5	1.5
	長井漁港		19	井 尻	6.0	7.5	1.5
	佐島漁港		20	谷戸芝	6.0	7.5	1.5
	佐島漁港		21	本 港	6.0	7.5	1.5
	佐島漁港		22	芦 名	6.0	7.5	1.5
	秋谷漁港		23	秋 谷	6.0	7.5	1.5
	横須賀(河)		24	秋谷・海老田	6.0	7.5	1.5
	久留和漁港		25	久留和	6.0	7.5	1.5
	横須賀(河)		26	秋谷・大崩浜田	6.0	7.5	1.5
藤沢	葉山(河)	鎌倉・逗子・葉山 地 域	27	一色下山口	6.0	7.0	1.0
	真名瀬漁港		28	葉 山	6.0	7.0	1.0
	葉山(河)		29	堀 内	6.0	7.0	1.0
	葉山港(港)		30	葉 山	6.0	7.0	1.0
	逗子(河)		31	逗 子	6.0	7.0	1.0
	小坪漁港		32	小 坪	6.0	7.0	1.0
	鎌倉(河)		33	由比ヶ浜	6.0	7.0	1.0
	鎌倉(河)		34	七里ヶ浜	6.0	7.0	1.0
	腰越漁港		35-1	腰越(小動岬東側)	6.0	7.0	1.0
	腰越漁港		35-2	腰越(小動岬西側)	6.0	7.0	1.0
	湘南港(港)		36-1	藤沢(階段護岸)	6.0	7.0	1.0
	湘南港(港)		36-2	藤沢(江ノ島北護岸)	6.5	7.0	0.5
	湘南港(港)		36-3	藤沢(江ノ島南護岸)	6.5	7.5	1.0
	片瀬漁港		37	片 瀬	6.5	7.0	0.5
平塚	藤沢(河)	湘南海岸地域	38	藤 沢	6.5	7.0	0.5
	茅ヶ崎(河)		39-1	汐見台～菱沼	6.5	7.0	0.5
	茅ヶ崎(河)		39-2	東海岸南～中海岸	6.5	7.5	1.0
	茅ヶ崎漁港		40	南 湖	6.5	7.0	0.5
	茅ヶ崎(河)		41	南湖～柳島	6.5	7.5	1.0
	平塚(河)		42	平 塚	6.5	8.0	1.5
	大磯(河)		43	大 磯	6.5	7.5	1.0
	大磯港(港)		44	大 磯	6.5	7.5	1.0
	大磯(河)		45	大 磯	10.0	12.0	2.0
	二宮(河)		46-1	二宮(東)	11.5	15.0	3.5
小田原	二宮漁港	小田原東部地域	47	梅 沢	11.5	14.5	3.0
	二宮(河)		46-2	二宮(西)	11.5	14.0	2.5
	小田原(河)		48-1	前 川	11.5	14.0	2.5
	小田原(河)		48-2	国府津	10.0	14.0	4.0
	小田原(河)		48-3	小八幡	10.5	12.0	1.5
	小田原(河)		48-4	東 町	12.0	15.0	3.0
	小田原漁港		49	東 町	12.0	15.0	3.0
	小田原漁港		50	浜 町	7.0	8.5	1.5
	小田原漁港		51	本 町	5.5	7.0	1.5
	小田原漁港		52	南 町	10.0	12.0	2.0
	小田原漁港		53	早 川※	10.0	9.5	-0.5
	小田原(河)		54	根府川	7.5	8.0	0.5
	真鶴港(港)		55	真 鶴	10.0	12.0	2.0
	湯河原(河)	湯河原・真鶴南部 地 域	56-1	吉 浜	6.5	8.5	2.0
	湯河原(河)		56-2	門 川	7.0	7.5	0.5

※ 53小田原漁港海岸（早川地区）は、小田原漁港の新港整備によりうちあげ高が低くなるため、将来の防護水準が現行計画よりも低い

## IV 相模川及び中津川における洪水浸水想定区域図の誤りについて

### 1 概要

平成29年3月に公表した相模川及び中津川の洪水浸水想定区域図のうち、堤防が決壊した場合に、家屋が倒壊・流出する危険性が高い範囲を示す「家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）」について、区域図作成業務の受注者が使用したソフトウエアに不具合があり、誤った計算を行うとともに、氾濫箇所のデータ等を誤って入力していたため、区域を過大に設定していた。

### 2 誤りがあった区間

相模川：小倉橋から神川橋まで

中津川：宮ヶ瀬ダム下流から相模川合流点まで

### 3 経緯

平成27年12月	受注者と業務契約
平成29年3月	受注者が成果物を納品、県が区域図を公表
平成29年11月～令和4年8月	沿川市町が洪水ハザードマップを公表
令和5年9月	沿川の自治会から、家屋倒壊等氾濫想定区域の設定根拠に関する問合せ
令和5年10月	受注者に対し、問合せがあった地区の確認を依頼したが、協力が得られなかった
令和5年11月～令和7年4月	引き続き、受注者に対して確認依頼
令和7年5月	受注者が確認依頼に応じ、確認作業を開始
令和7年10月27日	受注者から、区域設定に誤りがあった旨の説明と謝罪
令和7年10月31日	記者発表

## 4 これまでの対応

家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）は、市町が作成するハザードマップ等に記載されていることから、沿川の市町に誤りの内容や対応状況の説明を行ったうえで、県ホームページでの公開を停止した。

また、不動産取引に関する情報であるため、関係不動産団体に対しても誤りの内容を説明し、会員への周知を依頼した。

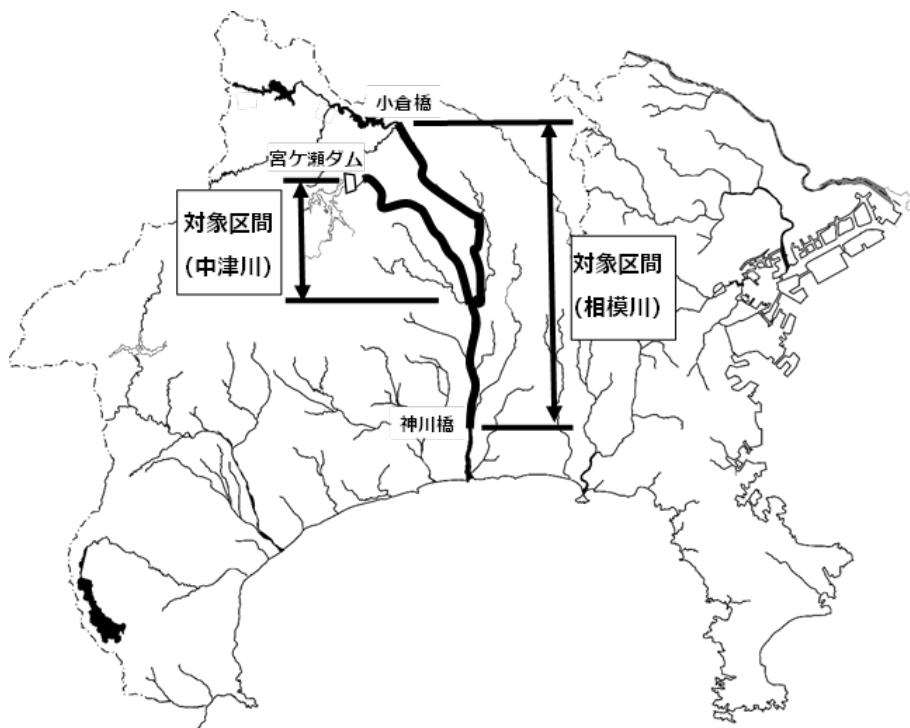
## 5 今後の対応

現在、区域図の修正作業を進めており、年内を目標に正しい区域図を公表する。

また、委託業務の成果品のチェック体制を整えるなど、再発防止策を検討する。

なお、その他の河川についても確認作業を進めており、同様の誤りを確認した際には速やかに公表する。

#### (参考) 対象区間と関係市町



誤った区域が設定されていた市町：相模原市、平塚市、厚木市、  
海老名市、座間市、寒川町、愛川町  
ハザードマップに記載している市町：相模原市、平塚市、厚木市、  
海老名市、寒川町、愛川町

## 参考資料

### ○ 洪水浸水想定区域図について

水防法に基づき、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域と水深、浸水継続時間などを表示するもの。

こうした情報を以下の5つの図面で表示している。

- ・ 洪水浸水想定区域（想定最大規模）
- ・ 浸水継続時間（想定最大規模）
- ・ 洪水浸水想定区域（計画規模）
- ・ 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）※今回誤りがあったもの
- ・ 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）

### ○ 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）について

想定最大規模の降雨を対象とし、堤防が決壊等した場合の氾濫流によって、家屋が倒壊・流出することが想定される範囲を示すものであり、洪水時における屋内安全確保（家屋の上の階に避難すること、いわゆる垂直避難）の適否の判断等に有効な情報となる。

（想定される浸水する深さより高い階数に避難しても、家屋自体が倒壊・流出して危険かどうかを示すもの）

区域の設定にあたっては、国のマニュアルに基づき、氾濫流によって発生し得る最大の流速や浸水深を算定し、一般的な木造2階建て家屋の倒壊等基準を基に範囲を設定している。

## V 流域下水道の下水管の破損事故について

東京電力パワーグリッド株式会社（以下「東京電力」という。）発注のシールド工事により、県が管理する流域下水道の下水管が破損した事故について、現在の状況等を報告する。

### 1 現在の状況

県は、相模原市と連携して、有識者で構成する流域下水道管破損事故対策検討委員会（以下「検討委員会」という。）を開催し、二次災害防止対策や下水管の復旧方法などについて検討を進めるとともに、東京電力を中心に、以下の取組を実施中。

#### (1) 路面変状等のモニタリング

路面の変状や空洞の有無等のモニタリングの結果、これまでに路面の沈下や空洞の発生などの異常は確認されていない。

引き続き、定期的なモニタリングを継続し、周辺住民等に情報を発信していく。

＜東京電力が実施している主なモニタリング項目＞

- ・路面の変状調査：8月29日～（1回／2時間）
- ・空洞調査：9月3日～（1回／1日）
- ・管内カメラ調査：9月6日～（1回／1週間）

#### (2) 二次災害防止対策

##### ア 地下水の流入防止

10月5日から止水作業に着手し、令和8年3月末までに完了予定。

##### イ 下水管内の堆積物の除去

10月28日から下水管内に堆積している約50m<sup>3</sup>の土砂及び破損部材の除去作業に着手し、12月末までに完了予定。

#### (3) 復旧方法の検討

11月26日開催の検討委員会において、道路を掘削せずに、下水管の内部から修復する工法で復旧を行う方針とし、技術的な検討を進めいくこととした。

#### (4) 住民説明

相模原市と連携を図りながら、事故現場周辺の5自治会に居住する住民を対象に、説明会を4回開催し、住民の不安を解消する取組を実施している。

## 2 今後の予定

県は、現地の安全を確保しながら、下水管の早期復旧に向けて、引き続き、相模原市や東京電力と連携を図るとともに、国土交通省をはじめとした有識者の助言も得ながら、復旧に向けた調整を進めていく。

## 1 事故概要

東京電力発注のシールド工事において、県が管理する流域下水道の下水管の上部を破損させた。

- ・破損箇所 相模原市中央区上溝2560番地付近  
(県道46号 (相模原茅ヶ崎) (相模原市管理))
- ・破損施設 相模川流域下水道左岸幹線  
(シールド管 内径1,800mm)
- ・下水管の使用範囲 約12万人 (相模原市中央区と緑区の一部)

## 2 経緯

- 8月29日 東京電力から、流域下水道整備事務所に、下水管を損傷させた可能性があるとの報告
- 9月1日 県は、管の内部の損傷を確認するため、事故現場の下流にあるマンホールからテレビカメラを入れ、緊急調査を実施したが、堆積物の影響により調査を中止
- 9月2日 上流側のマンホールから再度テレビカメラを入れて調査をした結果、管の上部が約50mに渡り破損していることが判明
- 9月3日 事故発生をお知らせするため、知事臨時会見を開催  
県は、二次災害の防止対策や復旧方法などの技術的検討を行うため、国土交通省に支援を要請
- 9月11日 現場状況や関係者の対応方法を共有することを目的に、県、相模原市及び東京電力等で構成する実務者連絡会を設置
- 9月29日 県及び相模原市が、有識者で構成する検討委員会（第1回）を開催し、二次災害防止対策等を検討
- 10月1日 事故現場の周辺住民を対象に説明会を開催  
(以降、地区を変えて16日、20日、21日にも開催)
- 10月5日 東京電力が、地下水の流入防止のため止水作業に着手
- 10月28日 東京電力が、下水管内の堆積物の除去作業に着手
- 11月26日 検討委員会（第2回）を開催し、これまでの対応状況の確認を行い、下水管の復旧方法を検討

### 3 事故箇所図

#### ○ 相模川流域下水道左岸幹線



## VI 県営住宅等の指定管理者の選定基準（案）等について

県営住宅等の指定管理者の募集については、令和7年9月の建設・企業常任委員会において、募集条件、選定基準の基本的な考え方等について報告したところである。

このたび、県営住宅等の選定基準（案）について、外部評価委員会の意見を聴取した上で次のとおり定めたので報告する。

### 1 選定基準（案）について

#### （1）サービスの向上（55点）

県が求めるサービス水準を達成できる提案か、事業者のノウハウを活かした効果的なサービスの提供が提案されているかについて評価する。

評価項目	評価の視点	配点
1 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等	○公営住宅法等の関係法令及び条例等を遵守し、県営住宅等の果たすべき役割を踏まえ、効果的・効率的な管理運営のための基本的な考え方 ○県営住宅等の特性を理解し、高齢者、障がい者、外国籍県民など配慮が必要な入居者に対してサービスを行うための基本的な考え方 ○業務の一部を委託する場合の業務内容等 (注) 委託とは、工事の請負等を含め、指定管理者が業務の一部を外注する行為を指す。 以下同じ。	5

2 施設の維持管理	維持管理の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○老朽化が進む県営住宅等の特性や課題を踏まえた維持管理の実施方針</li> <li>○維持修繕業務の円滑な遂行の実施方針</li> <li>○維持修繕業務における地域事業者との連携</li> </ul>	5
	維持管理の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>○老朽化が進む県営住宅等の特性や課題を踏まえた維持管理の実施体制</li> <li>○維持修繕業務の円滑な遂行の実施体制</li> <li>○維持修繕業務における地域事業者との連携</li> <li>○的確な募集に向けた空き住戸の状況把握の実施体制</li> </ul>	
3 利用促進のための取組、利用者への対応	入居者管理業務（入居者対応等）の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○入居者のニーズや苦情、トラブル等への対応の実施方針</li> <li>○高齢者、障がい者、外国籍県民など多様な入居者への対応や支援の実施方針</li> <li>○活動が停滞している自治会に対する支援の実施方針</li> <li>○共用部分代行管理業務の実施方針</li> </ul>	5
	入居者管理業務（入居者対応等）の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>○入居者のニーズや苦情、トラブル等への対応の実施体制</li> <li>○諸手続き（許認可補助、家賃関連補助、駐車場使用者管理）の実施体制</li> <li>○高齢者、障がい者、外国籍県民など多様な入居者への対応や支援の実施体制</li> <li>○活動が停滞している自治会に対する支援の実施体制</li> <li>○サービスセンターでの入居者</li> </ul>	

		対応等の実施体制 ○共用部分代行管理業務の実施体制 ○市町など関係機関との連携の実施体制	
	単身高齢者等の見守り	○県営住宅の入居対象者の特性を踏まえた取組 ○高齢者等の安心に資する取組 ○緊急事態の早期発見	5
4 事故防止等安全管理	危機管理等に対する計画と備え	○台風接近時や南海トラフ地震臨時情報発表時等における予防措置の考え方及び体制 ○大規模災害等の発生時における施設及び入居者の安全確保の考え方及び体制 ○施設の破損、事故等の緊急時における施設及び入居者の安全確保の考え方及び体制 ○県や関係機関等との連携についての考え方及び体制	5
5 地域と連携した魅力ある施設づくり	健康団地への再生に向けた取組	○健康団地の趣旨に対する理解 ○健康団地の再生に向けた取組 ○関係機関や団体との連携	10

## (2) 管理経費の節減等 (20点)

県が求めるサービス水準を確保するための管理経費が正確かつ適切に積算された収支計画となっているか、民間事業者のノウハウを活かした合理的な経費節減策が提案されているかについて評価する。

評価項目	評価の視点	配点
6 節減努力等	(指定管理料施設) $\frac{\text{指定管理料の積算価格（最高額）} - \text{指定管理料の提案額}}{\text{指定管理料の積算価格（最高額）} \times \text{節減上限率（0.17)}} \times 20$ 注1 「提案額」「積算価格」は、指定期間内の総額とする。	20

	<p>注2 「節減上限率」は、一般業務委託に適用される最低制限価格率を基に設定し、積算価格から一定以上節減した提案額は、一律満点となる。</p> <p>注3 評価点は小数点以下切上げとする。</p>	
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------	--

(3) 団体の業務遂行能力 (25点)

指定管理業務を遂行できる安定した経営基盤と相応の規模を有しているか、指定管理業務を遂行できる技術的能力（専門人材の配置、類似業務の実績等）が確保されているかについて評価する。

評価項目	評価の視点	配点	
7 人的な能力、執行体制	人的な能力、執行体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況</li> <li>○業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況</li> <li>○指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況、労働時間短縮の取組や職場のハラスメント対策など労働環境の確保に係る取組状況</li> </ul>	5
8 財政的な能力	財政的な能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>○安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い</li> </ul>	5
9 コンプライアンス、社会貢献	コンプライアンス、社会貢献	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況（労働条件審査の実施予定など施設職</li> </ul>	5

		<p>員に係る労働条件の確認の有無を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況</li> <li>○再生可能エネルギー電力の利用に向けた取組</li> <li>○法定雇用率の達成状況等、障害者雇用促進の考え方と実績</li> <li>○障害者差別解消法及び神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例に基づく合理的配慮の提供など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組についての考え方</li> <li>○手話言語条例への対応</li> <li>○社会貢献活動等、CSRの考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標）への取組</li> </ul>	
10 事故・不祥事への対応、個人情報保護	事故・不祥事への対応、個人情報保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>○募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故または不祥事の有無ならびに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況</li> <li>○個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況</li> </ul>	5
11 これまでの実績	これまでの実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>○共同住宅（分譲、賃貸を問わない）の管理実績の状況</li> <li>○県又は他の自治体における指定取消しの有無</li> </ul>	5

#### (4) 加点項目（5点）

「(1) サービスの向上」を対象として、施設の新たな魅力向上につながる事業内容等が提案されているかについて評価する。

評価項目	評価の視点	配点
12 県営住宅等の課題の解決に向けた事業提案	○次のいずれか又は複数の課題の解決に向けた自主事業の内容 ・入居者の高齢化 ・施設の老朽化 ・空き住戸、空き店舗、空き駐車場等の有効活用や劣化防止	5

## 2 今後の予定

- 令和8年1月～ 指定管理者を募集  
3月～ 外部評価委員会等による候補者選定  
6月 第2回定例会に指定管理者の指定議案を提出  
令和9年4月 指定管理者による管理運営開始

## VII 神奈川県県営住宅条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

土砂災害特別警戒区域から安全な地域への移転を促進するため、県営住宅の入居者資格の特例を追加するなど、所要の改正を行う。

### 2 改正の概要

#### (1) 入居者資格の特例の追加

県営住宅の入居者資格のうち住宅困窮要件について、土砂災害特別警戒区域内の居住者が自ら所有する住宅に居住する場合にあっては、資格要件を満たすものとする。

#### (2) その他の改正

その他所要の改正を行う。

### 3 今後の予定

令和8年2月 第1回定例会に条例改正議案を提出

10月 改正条例の施行

## VIII 県土整備局関係手数料の改定について

### 1 概要

県では、受益者負担の原則の観点から、手数料の額について定期的な点検を行い、適正化に努めてきた。

今年度の点検の結果を踏まえ、手数料の額を改定する。

### 2 点検の対象

神奈川県手数料条例で定める手数料のうち県単独で規定する手数料

### 3 点検の視点

受益者負担の適正化のため、現在の手数料の額と役務の提供にあたって必要となる経費の差が、10%を超える場合、手数料の改定について検討した。

### 4 改定の内容

次の1件の手数料の額について、改定する。

手数料の名称	区分	金額（改定前）	金額（改定後）
開発登録簿の写しの交付手数料	用紙1枚につき	470円	560円

### 5 今後の予定

令和8年2月 「神奈川県手数料条例の一部を改正する条例」の議案を提出

令和8年10月 「神奈川県手数料条例の一部を改正する条例」の施行

## IX 神奈川県耐震改修促進計画の改定素案について

### 1 計画の概要

「神奈川県耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）」で定める法定計画として、国が定める基本方針等に基づき策定するもので、地震に対する耐震性が低い建築物の耐震化を図ること等により、建築物等の安全性の向上を計画的に促進することを目的としている。

### 2 改定の趣旨

国が令和7年7月に基本方針を改正し、建築物の耐震化の取組の指向性を示したことや、令和6年能登半島地震で集落が孤立した事例を踏まえ、本県でも緊急輸送道路沿道建築物の耐震化をさらに促進させるため、必要な改定を行う。

### 3 改定素案の概要

#### （1） 計画期間

令和8年度から令和17年度までの10年間

#### （2） 本計画の構成

本計画は、法で都道府県計画に定めるものとされた事項を踏まえ、以下の通り構成する。

##### ア 計画の目的等

- ・計画策定の趣旨、位置づけ等

##### イ 計画改定の背景と課題

- ・大規模地震の教訓、計画の進捗状況等

##### ウ 建築物の耐震化の目標

- ・目標の考え方、設定した目標

##### エ 建築物の耐震化を促進するための施策

- ・意識啓発や各種支援、沿道建築物に耐震診断を義務付ける路線の指定等

##### オ 計画の推進に向けて

- ・市町村との連携等

### (3) 主な改定内容

#### ア 住宅や耐震診断義務付け建築物に対する耐震化の目標

対象	国基本方針	改定素案	現行計画
住宅	耐震性が不十分なものを令和17年度までにおおむね解消	耐震性が不十分なものを令和12年度までにおおむね解消	耐震性が不十分なものを令和12年度までにおおむね解消
耐震診断義務付け建築物	要緊急安全確認大規模建築物 〔病院、店舗、旅館、学校等〕	耐震性が不十分なものを令和12年度までにおおむね解消	耐震性が不十分なものを令和7年度までにおおむね解消
	沿道建築物 〔緊輸送道路等の沿道建築物〕	耐震性が不十分なものを早期におおむね解消	必要な耐震性が確保されたものの割合を令和12年度までに5割とする (設定なし)
	広域防災拠点建築物 〔災害時に公益上必要な建築物〕	耐震性が不十分なものを令和12年度までに50%解消	

#### イ 耐震診断義務付け路線の追加

令和6年能登半島地震を踏まえ、半島部などのアクセスルートが限られる重要な路線である国道134号の一部や国道135号の一部、国道271号（小田原厚木道路）など7路線を、沿道建築物に耐震診断を義務付ける路線として新たに指定する。

#### ウ 旧耐震基準の建物所有者に対する意識啓発の強化

- ・住宅所有者へ耐震化の取組を働きかけるダイレクトメールを送付
- ・要緊急安全確認大規模建築物の所有者へ直接訪問するほか、建築基準法に基づく維持管理状況等の定期報告の機会を捉えて耐震化の重要性を周知
- ・新たに指定した耐震診断義務付け路線の沿道建築物の所有者に、耐震診断の実施を働きかける説明会を開催

### 4 今後の予定

令和7年12月下旬～ 改定素案に対する県民意見募集

令和8年2月 県民意見を反映した改定案取りまとめ

〃 建設・企業常任委員会に改定案を報告

3月 本計画を改定・公表

## 参考資料

### 【耐震化の目標を設定している建築物】

#### 1 住宅

#### 2 耐震診断義務付け建築物

##### (1) 要緊急安全確認大規模建築物 (法で用途・規模を規定)

- ・病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物
- ・学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物
- ・一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場・処理場のうち大規模なもの

##### (2) 要安全確認計画記載建築物 (地方公共団体が指定)

###### ア 沿道建築物

- ・地方公共団体が指定する緊急輸送道路等の沿道建築物

###### イ 広域防災拠点建築物

- ・都道府県が指定する災害時に公益上必要な建築物

### 【耐震診断義務付け路線】

